

平成23年10月12日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
の各一部を改正する省令案について
(平成23年10月12日 諮問第27号)

[80GHz帯高速無線伝送システムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課

(白石課長補佐、菊池主査)

電話：03-5253-5886

無線設備規則及び

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

の各一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

マイクロ波・ミリ波を利用した無線システムは、現在、主として百数十 Mbps の伝送速度を持つものが実用化されており、これを超えるものはほとんど普及していない状況にあり、大容量通信に適する連続した周波数分配が可能なミリ波帯における大容量通信の実現が求められている。

一方、光ケーブルは、数百 Mbps～10Gbps のものが利用されており、河川・鉄道・入江等の横断、島しょ・山間地域等の光ケーブルの敷設が困難な場合の補間、災害時の臨時回線などに、光ケーブルに相当する回線構築が容易に可能な専用システムの実現が期待されている。

以上のことから、光ケーブルに相当する 1 Gbps 以上の伝送が可能な「80GHz 帯高速無線伝送システム」の導入に向けた関係省令の一部改正を行うものである。

2 省令改正の概要

(1) 無線設備規則

80GHz 帯高速無線伝送システムの技術基準を追加。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

ア 80GHz 帯高速無線伝送システムを技術基準適合証明の対象に追加。

イ 80GHz 帯高速無線伝送システムの特性試験の内容を追加。

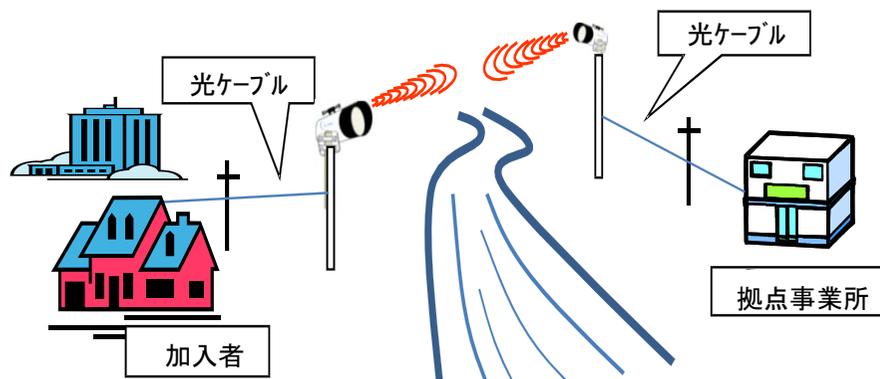
3 施行時期

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

80GHz帯高速無線伝送システムの概要

【 80GHz帯高速無線伝送システムの概要 】

- 1Gbps以上の伝送速度を持つ対向型無線通信システム。河川・鉄道・入江等の横断、島しょ・山間地域等の光ケーブルの敷設が困難な場合の補間や応急代替に利用（2km程度までの伝送を想定）
- 高精細映像等の伝送用として使用する場合、低遅延伝送が可能



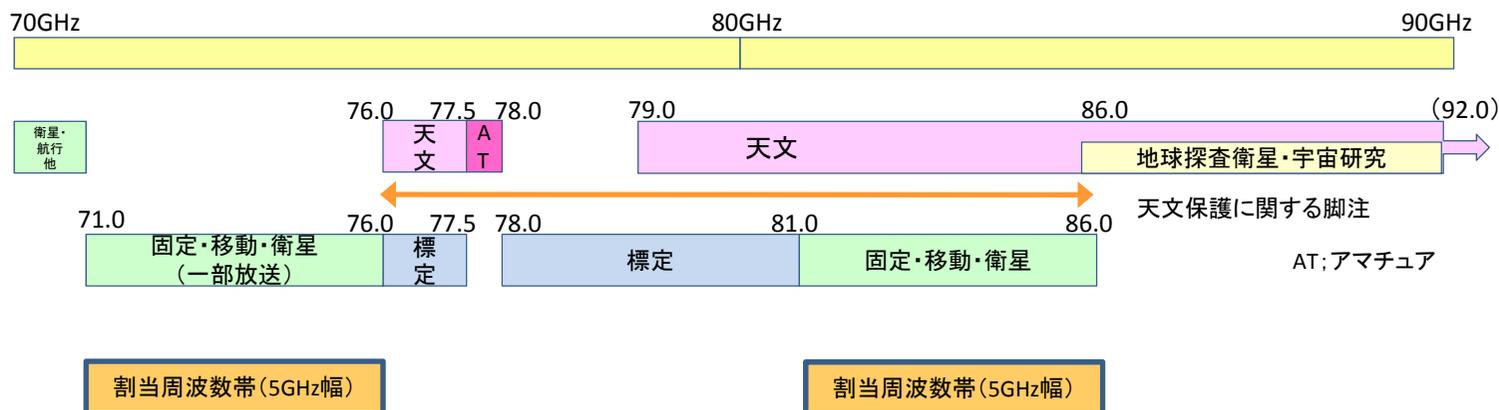
【光ケーブルの補間利用(河川上の中継)】



【野外イベント等における遅延のない中継回線】

【 技術的条件の概要 】

- 80GHz帯の5GHz×2(71GHz～76GHz及び81GHz～86GHz)の周波数帯を利用
- 最大電力1W、最大5GHz幅の指定周波数帯方式により割当て
- 周波数が高いため、スプリアスについてフィルタ特性で代替する等、簡易な測定法も導入



主要な技術的条件

区分	内容	備考
周波数帯	71GHz～76GHz / 81GHz～86GHz	(省令)
空中線電力	最大1W(尖頭電力)	(省令)
変調方式	規定しない	—
占有帯域幅	5GHz(指定周波数帯による)	(省令)
スプリアス等	不要発射にて規定(帯域外領域100μW/MHz、スプリアス領域50μW/MHz)	簡易な測定法も導入(告示)
その他	免許制度。(電波天文受信施設の近傍においては運用に当たって調整を実施)	(審査基準)

平成23年10月12日

特定地上基幹放送局の再免許について
(平成23年10月12日 諮問第28号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局局地上放送課

(佐藤課長補佐、竹村係長)

電話：03-5253-5793

特定地上基幹放送局の再免許について

1 申請概要

申請者：岐阜エフエム放送株式会社（代表取締役社長 松岡 幸秋）

（会社概要については、別紙のとおり）

開局年月日：平成13年4月

親局送信所の設置場所：岐阜市加納山4712-1

使用する周波数等：80.0MHz（1kW）

放送対象地域：岐阜県

2 経緯・概要

平成23年5月 2日～7月29日 申請受付公示期間

平成23年7月26日 本件申請受付

3 審査概要等

電波法第7条第2項第1号（工事設計等の技術基準への適合性）、第2号（周波数割当の可能性）、第3号（経理的基礎等の有無）、第4号イ（電気通信設備の技術基準適合性）、第4号ロ（表現の自由享有基準適合性）、第4号ハ（基幹放送普及計画等への適合性）及び第7号（基幹放送局の開設の根本的基準）への適合性について、いずれも適合している。

（参考）

※ 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）において、地上基幹放送局の再免許は電波監理審議会への必要的諮問事項とされた

岐阜エフエム放送株式会社の概要

(1) 本社 大垣市小野4-35-10

(2) 会社設立 平成12年12月20日

(3) 資本金 4億9,500万円

(4) 主な出資者

中日新聞社 (23.29%) 岐阜新聞社 (19.25%) 岐阜県 (10%)

(5) 主な役員

(代)取締役社長 (常) 松岡 幸秋

常務取締役 (常) 前田 明德

取締役 (常) 片岡 学史

取締役 水野 和伸 (中日新聞社 常務取締役)

青木 正文 (岐阜新聞社 常務取締役)

田口 義隆 (セイノーHD (代)社長)

臼井 猛 (大垣共立銀行 常務取締役)

林 真司 (十六銀行 法人営業部副部長)

渡辺 敬一 (岐阜県土地開発公社・住宅供給公社・道路公社
理事長)

平成23年10月12日

移動受信用地上基幹放送の業務の認定について
(平成23年10月12日 諮問第29号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局局地上放送課

(佐藤課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5793

移動受信用地上基幹放送の業務の認定について

1 申請概要

申請者：株式会社mm b i（代表取締役社長 二木 治成）
（会社概要については、別紙のとおり）

業務開始予定日：平成24年4月1日

基幹放送の種類：移動受信用地上基幹放送（207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用するデジタル放送）－マルチメディア放送

基幹放送の業務に用いられる基幹放送の免許を受けた者の名称：

（株）ジャパン・モバイルキャスティング

使用する周波数等：中央の周波数 210.428MHz 又は 216MHz（第一希望：216MHz）
セグメント数 13 セグメント

放送対象地域：全国

2 経緯・概要

平成23年7月28日

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る放送であって、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用して行う放送（V-High マルチメディア放送）の移動受信用地上基幹放送の業務の認定に係る制度整備

平成23年8月 3日～9月2日 申請受付公示期間

平成23年9月 1日 本件申請受付

3 審査概要等

放送法第93条第1項第1号（基幹放送局設備の確保可能性）、第2号（経理的基礎及び技術的能力の有無）、第3号（電気通信設備の技術基準への適合性）、第4号（表現の自由享有基準への適合性）、第5号（基幹放送普及計画への適合性等）及び第6号（欠格事由の有無）への適合性について、いずれも適合している。

（参考資料）

参考1 V-High マルチメディア放送のソフト事業者の申請について

参考2 （株）mm b i の V-High マルチメディア放送のサービスイメージ

株式会社mm b i の概要

(1) 本社 東京都港区赤坂9-7-1

(2) 会社設立 平成18年12月16日

(3) 資本金 15億円(今後増資予定)

(4) 主な出資者

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(5) 主な役員

(代)取締役社長(常) 二木 治成

常務取締役(常) 小牧 次郎

常務取締役(常) 石川 昌行(株)ジャパン・モバイルキャスティング 取締役)

常務取締役(常) 原田 由佳

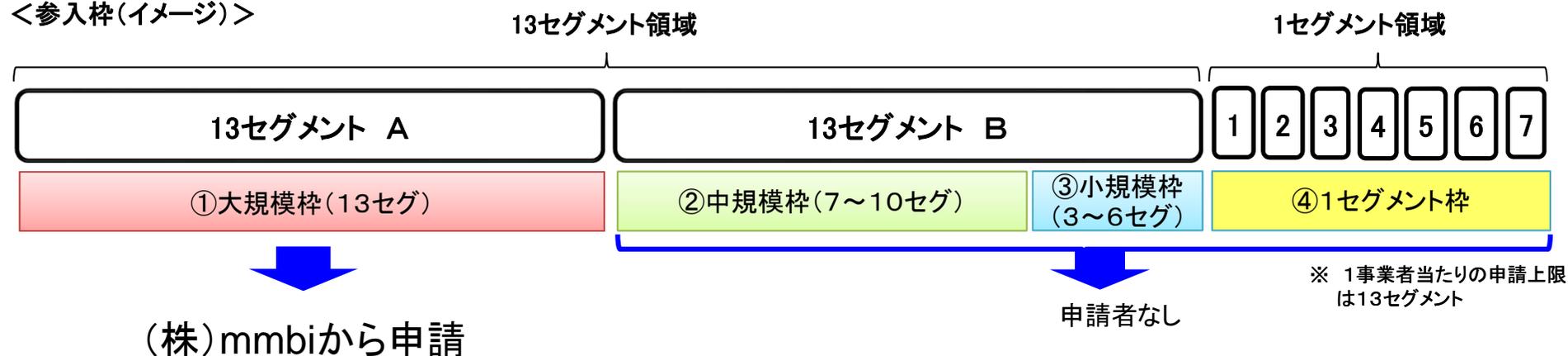
取締役 高木 一裕(フェリカネットワークス(株) 取締役、(株)C×D
ネクスト 取締役、イオンマーケティング(株) 取締役)

取締役 簾内 重和

V-Highマルチメディア放送のソフト事業者の申請について（参考1）

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数帯を利用して行うV-Highマルチメディア放送のソフト事業者の募集に当たっては、参入希望調査等を踏まえ、4種類の参入枠(①大、②中、③小、④1セグメント)を設定し、平成23年8月3日～9月2日まで申請を受付。
- このうち、大規模枠(13セグメント)に、NTTドコモ系の(株)mmbiから申請。(残りの枠には申請者なし。)
- 今般、総務省において、(株)mmbiからの申請について関係法令に基づき審査を進めた結果、各基準に適合しているものと認められたため、諮問を行うもの。

<参入枠(イメージ)>



(株)mmbiのV-Highマルチメディア放送のサービスイメージ (参考2)

1. 放送サービスイメージ



2. 周波数利用のイメージ(リアルタイム型放送と蓄積型放送)

